

堺市立堺高等学校(全日制)

いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止等に関する本校の考え方

1. 基本理念

学校の教育活動すべてにおいて、人権を大切にすることを貫き、教職員が生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、人格の健やかな発達を支援する。

いじめは、将来にわたって心を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、人権に関わる重大な問題である。教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も許さない姿勢で、どんな些細なことであっても、親身になって相談に応じる。そのような姿勢が、いじめ防止につながり、いじめを許さない認識の拡大につながると考える。

「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめほどの生徒にも、どの学校にも起こり得る」との共通認識のもと、ここに、いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめとは、生徒等（学校に在籍する生徒）に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- ・意図的な仲間はずれ・集団による無視をされる
- ・わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめ防止等のための組織

(1) 名称

「学校いじめ防止等対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、人権主担、学校生活部部長、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、創造科科長、必要と判断される教職員等

(3) 役割

- ア. いじめ防止基本方針の策定
- イ. いじめの未然防止
- ウ. いじめの対応
- エ. 教職員の資質向上のための校内研修
- オ. 年間計画の企画と実施
- カ. 年間計画の進捗チェック
- キ. 各取組の有効性チェック
- ク. いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通りに実施する。

※人権担当が中心となって下記の計画を実施する。

いじめ防止等年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	「いじめ防止基本方針」の内容、相談窓口（教育相談・スクールカウンセリング）を生徒、保護者へ周知 高校生活支援カードより、生徒情報の集約	「いじめ防止基本方針」の内容、相談窓口（教育相談・スクールカウンセリング）を生徒、保護者へ周知	「いじめ防止基本方針」の内容、相談窓口（教育相談・スクールカウンセリング）を生徒、保護者へ周知	学校いじめ防止等対策委員会（いじめ防止基本方針、年間計画の確認） 「いじめ防止基本方針」、学校 HP 更新
5月	第1回学校生活（いじめ）アンケート実施 校外教授	第1回学校生活（いじめ）アンケート実施 校外教授	第1回学校生活（いじめ）アンケート実施 校外教授	アンケート結果をふまえ、教職員・スクールカウンセラーによる生徒面談 学校生活部会議（調査結果・面談内容の報告）
6月	保護者懇談（家庭での様子の把握） 体育祭	保護者懇談（家庭での様子の把握） 体育祭	保護者懇談（家庭での様子の把握） 体育祭	学校いじめ防止等対策委員会（調査結果・面談内容の報告、取組の検証）
7月				教職員人権研修
8月				
9月	第2回学校生活（いじめ）アンケート実施	第2回学校生活（いじめ）アンケート実施 人権学習	第2回学校生活（いじめ）アンケート実施	アンケート結果をふまえ、教職員・スクールカウンセラーによる生徒面談 学校生活部会議（調査結果・面談内容の報告）

	1年	2年	3年	学校全体
10月			人権学習	学校いじめ防止等対策委員会(調査結果・面談内容の報告、取組の検証)
11月			人権学習	
12月	文化祭	文化祭	文化祭 人権学習	教職員人権研修
1月	第3回学校生活(いじめ)アンケート実施 人権学習	第3回学校生活(いじめ)アンケート実施 修学旅行	第3回学校生活(いじめ)アンケート実施	アンケート結果をふまえ、教職員・スクールカウンセラーによる生徒面談 学校生活部会議(調査結果・面談内容の報告)
2月				学校いじめ防止等対策委員会(調査結果・面談内容の報告、取組の検証)
3月				学校いじめ防止等対策委員会(学校生活アンケートのふりかえり、スクールカウンセラーと生徒情報の共有)

※上記以外にも事案が発生した場合、学校いじめ防止等対策委員会を開く。

※全校集会、ホームルーム等でいじめに関する指導を行う。

※年間を通して、クラス担任による生徒面談を実施する。

※相談窓口は学校生活部の教育相談とするが、生徒が話しやすい先生やスクールカウンセラーに相談してもよい。

5. 取組状況の把握と検証

学校いじめ防止等対策委員会は、上記のように年5回の会議を開催し、年間計画進捗状況の確認、各取組の有効性チェック等を行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめ問題において、未然防止が最も重要である。未然防止にあたっては、人権尊重を徹底した環境づくりが求められる。そのことを基盤とし、人権に関する理解、及び人権感覚を育む学習を、各教科・特別活動・総合的な探究の時間、それぞれの特質に応じて、総合的に推進する。また、生徒が他者の痛みや感情を、共感できる想像力や感受性が身につくよう、取り組んでいく。

2. いじめ防止のための体制

生徒

↑↓

教職員・保護者

↑↓

スクールカウンセラー・関係機関

↑↓

学校いじめ防止等対策委員会

3. いじめ防止のための措置

(1) 生徒及び教職員が、以下①～⑧のような、いじめに関する共通認識を持つ。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである
- ② いじめは、人権侵害であり、決して許される行為ではない
- ③ いじめは、気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている
- ⑤ いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰に該当する
- ⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である

(2) 生徒がいじめに向かわないようにするには、自他の存在を認め、尊重し合える集団づくりが必要である。そのために教職員は、生徒一人ひとりに愛情を持って接し、配慮を要する生徒を中心に据えた、温かい集団になるよう取り組んでいく。これにより、生徒たちは自己存在感や充実感を感じ、学校生活の他者と関わるあらゆる場面で、それぞれの違いを認め合えるようになり、いじめに向かわない態度につながる。

(3) 生徒が自らいじめについて学び、いじめに向かわないようにするには、いじめに関する具体事例を紹介し、自分がその立場ならどのような行動をとるべきか、また、いじめに発展しないようにするにはどうすべきか等のシミュレーション学習が有効である。

(4) 教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果として、いじめを生み出すきっかけとなる可能性があることを理解しておく。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒が、いじめを認めることが恥ずかしく、いじめの拡大を恐れるあまり、訴えられないケースが多い。また、自分の思いをうまく伝えることができない生徒が、いじめにあっている場合、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化する恐れがある。そのようなことから、教職員は何気ない会話の中でも、心の訴えを感じとる鋭い感性や隠れたいじめに気づく洞察力が求められ、生徒の信号や変化を見逃さないよう、生徒と共に過ごす時間を積極

的に設けることが大切である。また、何かに気づけば、些細なことでも教職員間で情報交換することが、いじめの早期発見につながると考える。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 早期発見のための措置として、年3回、学校生活（いじめ）アンケートを実施し、生徒面談も実施する。
- (2) 日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループの人間関係を観察しておく。
- (3) 保護者と連携して生徒を見守る。日頃から生徒の気になるところ等、学校での様子について、保護者に連絡する。「何かあれば気軽に相談してください」「教職員に相談しづらい場合は、スクールカウンセラーに気軽に相談してください」等、繰り返し伝える。
- (4) 生徒、教職員、保護者が、抵抗なく相談できる関係になるよう、日頃から、良好な関係を築いておく。
- (5) 学校生活（いじめ）アンケートやスクールカウンセラーが得た、生徒の個人情報については、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要なのは当然だが、いじめた生徒のケアも大切である。近年の事象では、いじめた生徒が深刻な問題を有していることが多く、相手の痛みを感じ、行為の悪質さを自覚することが困難な場合もある。よって、いじめた生徒が自分のした行為の重大さに気づき、心から悔い、いじめた相手に謝罪したいという気持ちが生まれるよう、継続的な指導が求められる。

いじめにあった生徒は、教職員や保護者の支援、そして何より、いじめ行為に及んだ相手の自己変革する姿に、また人を信頼するきっかけをつかむと考える。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) 教職員が「いじめではないか」と疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為をやめさせる。
- (2) 生徒や保護者から「いじめではないか」と通報があった場合、真摯に傾聴し、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに人権担当や生徒指導主事等に相談する。その後、関係生徒から事情聴取を行い、知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (3) 学校いじめ防止等対策委員会等において、対応を協議し、いじめ案件に該当するかの確認を行う。いじめ案件に該当する場合、管理職が教育委員会担当者に報告・相談する。関係生徒の保護者への連絡は、来校や家庭訪問等で直接会うなど、丁寧に行う。

(4)いじめの内容が犯罪行為に該当する可能性のあるときは、直ちに所轄警察署に連絡し、対応を相談する。なお、生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署等に援助を求める。

3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1)いじめた生徒を定められた期間、別室指導や家庭謹慎とし、その間に、いじめられた生徒が落ち着いて学習を受けられる環境を整備する。また、いじめられた生徒の保護者への支援も行い、必要に応じて、スクールカウンセラーと連携し、寄り添える体制をつくる。

4. いじめた生徒の指導又はその保護者への助言

(1)いじめた生徒の指導にあたっては、いじめは人権に関わる重大な問題ということを理解させ、行為の重大さを自覚させる。また、いじめ行為に及んだ背景にも目を向け、いじめた生徒の健全な成長を支援する指導を継続的に行う。指導にあたっては、複数の教職員が連携し、組織的に取り組む。また、いじめた生徒の保護者へも助言を行い、状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得る。

5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1)いじめが集団で起きた場合、速やかにその行為をやめさせ、関係生徒から事情聴取を行う。いじめた生徒が複数人いる場合、事情聴取は個別に行うなど、配慮する。
- (2)集団内で、いじめをはやし立てたりする「観衆」、見て見ぬふりをする「傍観者」にあたる生徒に対しては、そうした行為がいじめられた生徒にとって、いじめによる苦痛だけではなく、孤独感・孤立感を強めることを理解させる。「観衆」や「傍観者」にあたる生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていたことも考えられ、「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることが、いじめをなくすことにつながる」ということを伝える。
- (3)いじめが集団で起きた場合、関係生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として受け取る。また、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景を分析し、今後の人権教育の課題につなげる。教育・学習の場である学校が、対等で豊かな人間関係、人権を尊重できる集団になるよう、教職員が対応を見直し、生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組んでいく。

6. ネット上のいじめへの対応

- (1)ネット上に不適切な書き込み等があった場合、教職員がその箇所を確認し、印刷・保存した後、すぐに削除させる。その後、関係生徒から事情聴取を行い、学校いじめ防止等対策委員会等において対応を協議する。
- (2)削除後、被害にあった生徒、保護者の精神的ケアに努める。また、書き込み等の削除は、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部の協力を得る。
- (3)書き込んだ者への対応については、状況に応じて、所轄警察署に相談し、対応する。